

清掃事業に関する労働災害防止講習会資料

1. 清掃管理課

①関係法令等の順守及び業務の安全確保について ····· P1

2. 清掃施設課

①清掃工場へのごみ搬入手順について ······· P2

②ごみ搬入における注意事項について ········· P5

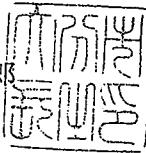
◎参考資料 : 佐野清掃センター・福宗環境センター ·· P6

平成29年7月3日

大分市環境部

一般廃棄物（事業系ごみ）収集運搬業許可業者 各位

大分市長 佐藤 樹一郎



関係法令等の遵守及び業務の安全確保について（依頼）

平素より本市の環境行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一般廃棄物（事業系ごみ）収集運搬業務を実施する際は、関係法令等を遵守するとともに、市民サービスの向上にご努力いただいているところでありますが、先般、本市の清掃工場にて、収集運搬車両の作業員がごみピット内に転落し、死亡するという重大事故が発生しました。

つきましては、「安全運転・安全作業」について、下記事項を遵守いただくとともに、別添の車内用啓発ステッカー及び、啓発チラシを作成しましたので、ご活用願います。

記

1. 作業中は労働災害を防止するため、手袋、安全靴、保護帽、安全帯等の保護具を作業員に必ず装着させるとともに、車両及び保護具等を定期的に点検すること。
また、安全帯等の保護具については、車内に常備するよう努めること。
2. 新入社員の雇用時、作業内容を変更した時は、安全衛生教育を隨時行うこと。特に、収集車両の運転、整備、押込装置の操作に対する教育を徹底し、必要に応じて、機械設備メーカー、設置業者等からの安全衛生教育のための情報を活用すること。
3. 車両の整備点検は、作業前、作業終了後に必ず行うよう徹底すること。
4. 車両の運転に際しては、交通法令を遵守するとともに、十分な安全確認を行い、スピードの出しすぎ等で重大事故を起こすことのないよう、日ごろより従業員に対し周知、徹底を図り、意識の高揚に努めること。
5. 万一の事故等に備え、社内における連絡体制を整備するとともに、事故等を起した場合は、直ちに清掃管理課へ連絡するとともに、来庁及び文書にて報告すること。

大分市環境部清掃管理課 企画指導担当班
TEL:097-537-5624
FAX:097-534-6252
e-mail:seisokanri@city.oita.oita.jp

①佐野清掃センター清掃工場・福宗環境センター清掃工場へのごみ搬入手順について

◎投入扉へ搬入（パッカー車・ダンプトラック等）

※【2名乗車】

- ① 計量入口で一旦停止し、信号灯が青であることを確認後、計量器に乗る。
- ② 受付でカードをかざし、「可燃物」→「確定」を押し、指定された番号の扉へ向かう。
- ③ プラットホーム入口の一旦停止線で停車し、安全確認後、指定された扉前まで行き、同乗者は下車する。
- ④ 同乗者は、投入扉の開と後方に何もない事を確認し、安全柵の中から搬入車両を誘導を行い、車止めの前で停車する。
- ⑤ 【パッカー車】
同乗者は、運転者にテールゲートの開を伝えて、運転者は、同乗者の位置を確認後、テールゲートを上げて、荷台をダンプしてごみをごみピットに降ろす。
【ダンプトラック】
運転者は、同乗者の位置を確認後、荷台をダンプして、ごみをごみピットに降ろす。
- ⑥ 同乗者は搬入車にごみが残っていない事を安全柵内から確認して、運転者に伝える。

「搬入車にごみが残っている場合」

- ・車を前方に移動させて、安全帯を着用して異物の除去や清掃等の作業を行う。
- ・パッカー車では、後部の安全棒を所定の位置に準備して、テールゲートを固定位置まで下げたことを確認して、作業を行う。
- ・作業が終わればテールゲートを上げ、安全棒を元の位置にもどす。

⑦ 【パッカー車】

運転者は、同乗者の位置を確認して、テールゲートを降ろす。その後、同乗者はテールゲートのフックのロックを確認し、安全帯を着用後、床に落ちたごみ等を清掃して乗車する。

【ダンプトラック】

運転者は、同乗者の位置を確認して、荷台を降ろす。その後、同乗者は、安全帯を着用後、床に落ちたごみ等を清掃して乗車する。

- ⑧ 運転者は、周辺の安全確認を行った後、発車する。
- ⑨ プラットホーム出口で一旦停止し、左右の安全確認を行い、発車する。
- ⑩ 出口計量器手前で一旦停止し、信号灯が青であることを確認して、計量器に乗る。
- ⑪ 施設使用料を精算し退場する。または、施設使用料後納車は計算書を受取り退場する。

※ 【1名乗車】

- ① 計量入口で一旦停止し、信号灯が青であることを確認後、計量器に乗る。
- ② 受付でカードをかざし、「可燃物」→「確定」を押し指定された番号の扉へ向かう。
- ③ プラットホーム入口の一旦停止線で停車し、安全確認後、指定された扉前まで行く。
- ④ 指定された投入扉が開と後方に何もないこと確認して、車止め手前で停車する。
- ⑤ 【パッカー車】
運転者は、テールゲートを上げて、荷台をダンプしてごみをごみピットに降ろす。
【ダンプトラック】
運転者は、荷台をダンプして、ごみをごみピットに降ろす。
- ⑥ 投入後、安全柵内や搬入車両から、搬入車にごみが残っていないかを確認する。

「搬入車にごみが残っている場合」

- ・車を前方に移動させて、安全帯を着用して異物の除去や清掃等の作業を行う。
- ・パッカー車では、後部の安全棒を所定の位置に準備して、テールゲートを固定位置まで下げたことを確認して、作業を行う。
- ・作業が終わればテールゲートを上げ、安全棒を元の位置にもどす。

⑦ 【パッカー車】

運転者は、テールゲートを降ろし、テールゲートのフックのロックを確認し、安全帯を着用後、床に落ちたごみ等を清掃して乗車する。

【ダンプトラック】

運転者は、荷台を降ろし、安全帯を着用後、床に落ちたごみ等を清掃して乗車する。

- ⑧ 運転者は、周辺の安全確認後、発車する。
- ⑨ プラットホーム出口で一旦停止し、左右の安全確認後、発車する。
- ⑩ 出口計量器手前で一旦停止し、信号灯が青であることを確認して計量器に乗る。
- ⑪ 施設使用料を精算し退場する。または、施設使用料後納車は計算書を受取り退場する。

◎ダンピングボックスへ搬入

【手降ろし車両】

- ① 計量入口で一旦停止し、職員の誘導で計量器に乗る。
- ② 職員がごみの確認をする。
- ③ 職員がカードをかざし、料金及び行き先を説明する。
- ④ プラットホーム入口の一旦停止線で停車し、職員が行先を指示する。

佐野工場：1番・9番・10番ダンピングボックス

福宗工場：1番・10番ダンピングボックス

- ⑤ ごみ投入後、周辺の安全確認を行い、乗車してプラットホーム出口に向けて発車する。
- ⑥ プラットホーム出口で一旦停止し、安全確認後、発車する。
- ⑦ 出口計量器手前で一旦停止し、職員の誘導で計量器に乗る。
- ⑧ 施設使用料を精算して退場する。

【特殊車両（ユニック車）】

- ① 計量入口で一旦停止し、職員の誘導で計量器に乗る。
- ② 職員がごみの確認をする。
- ③ 職員がカードをかざし、料金及び行き先を説明する。
- ④ プラットホーム入口の一時停止線で停車し、職員が行先を指示する。
佐野工場：1番・9番・10番ダンピングボックス
福宗工場：1番・10番ダンピングボックス
- ⑤ 障害物等がないか確認し、アウトリガーを固定する。
- ⑥ ユニックを使用するので車の周りには十分注意しながらダンピングボックスにごみを降ろす。
- ⑦ ごみを降ろし、ユニックを速やかに収納し、アウトリガーも収納する。
- ⑧ 運転者は、周辺の安全確認後、発車する。
- ⑨ プラットホーム出口で一旦停止し、左右の安全確認後、発車する。
- ⑩ 出口計量器手前で一旦停止し、職員の誘導で計量器に乗る。
- ⑪ 施設使用料を精算して退場する。

②清掃工場へのごみ搬入に対する注意・順守事項について

1. 交通安全について

①場内では、全ての場所で徐行運転とし、停止場所では、必ず一旦停止を行い、左右の安全確認を実施すること。

②場内は、全て『一方通行』となっているため短い距離でも逆走は、絶対にしないこと。

③ごみを持ち込むために一般市民が自家用車で、多数出入りしていますので、その車両の動きには、十分注意すること。

④場内、特にプラットホーム内は、時間帯によって多くの搬入車両で混雑することがあります。が、車両の運転は、譲り合いの気持ちで運転を行い、周囲の車両や人の動きに対して安全確認を実施すること。

『スピードを出さない(徐行、最徐行)』『一旦停止』

『安全確認』『だろう運転をしない』

2. プラットホームでの作業について

①指定された投入扉付近では、扉の開状態と人がいないこと、ごみピット内にごみクレーンがないことなどを確認し、投入扉に搬入車両を寄せること。

②同乗者が搬入車両の誘導や車両にごみが残っていないかを確認する場合は、安全柵の内側である車両誘導場所から必ず行い、車両後部や運転手の死角となる場所には、決して入らないこと。

③投入扉付近の安全帶着用範囲内での作業は最小限とし、作業を行う場合は、いかなる場合でも安全帯を必ず着用し、適切な場所に安全帯のランヤードのロープ等のフックを確実に接続して作業を行うこと。

④搬入車両の運転者は、車両の運転やごみの搬出等の際には、必ず同乗者や付近の作業員が安全な場所に退避していることを確認後、車両の運転や操作を行うこと。

⑤パッカ一車のテールゲートを上げて、その下に入って行う清掃等の作業については、必ず車両に装着される安全棒を正しく使用して作業を行い、車体への挟まれ事故を確実に防止すること。

『誘導は、安全柵の中で』『安全帶着用範囲内では、必ず安全帶着用』

3. その他

①人の転落などの緊急時には、直ちに大声で『人がピット内に落ちた』など助けを求め、プラットホーム内にいる職員に応援を要請し、その後の対応は、職員の指示に従うこと。

②搬入時においては、職員の指示には必ず従うようお願いします。また、搬入時の危険作業や安全帶未着用での作業を職員が見かけた場合には、声を掛けさせていただきますので、その注意・指摘事項には、労働災害防止の観点から必ず順守していただきますようお願いします。

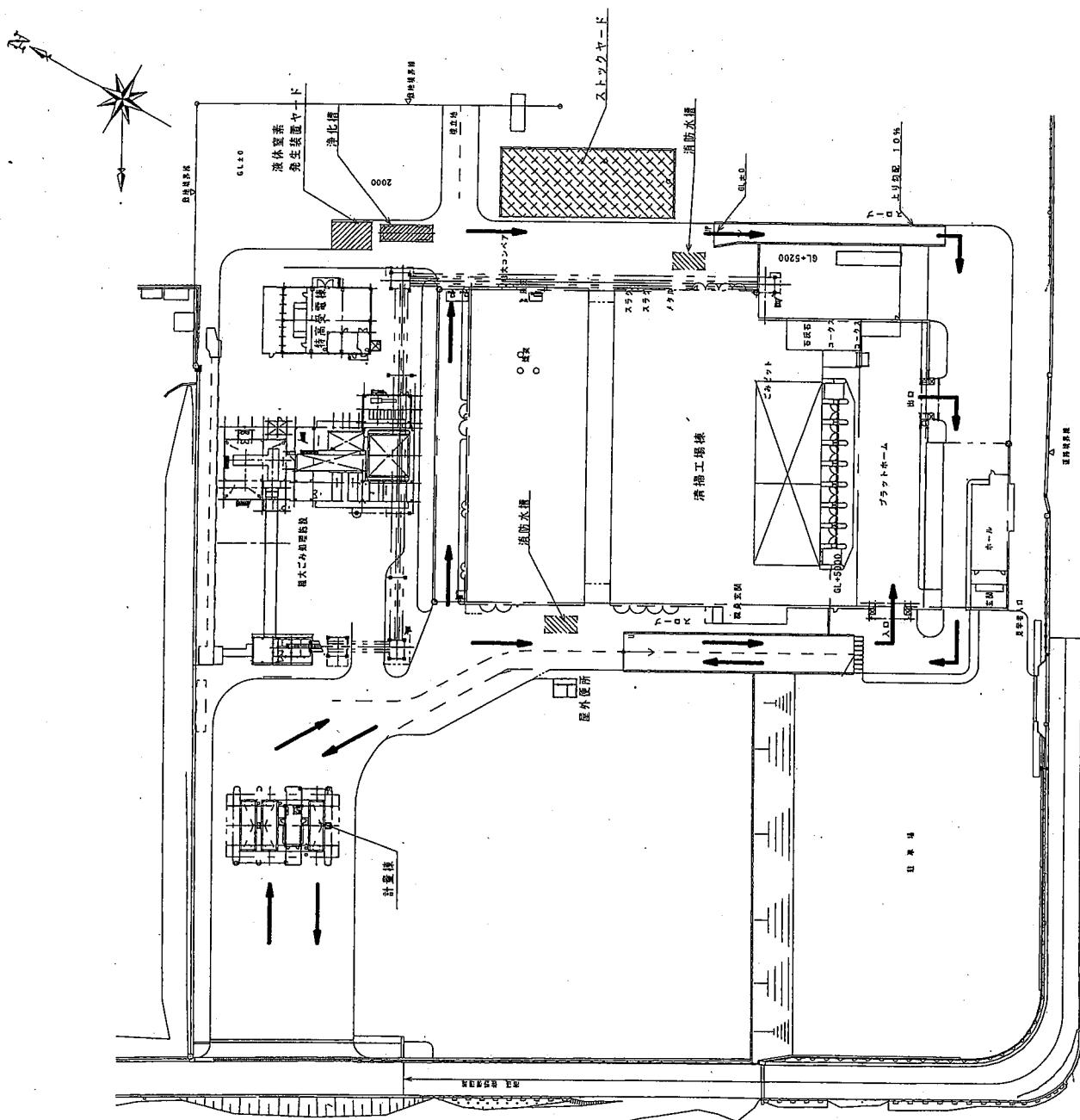
③会社内で、交通安全、搬入車両についての安全対策、高所作業に係る安全帯の正しい使用方法等の安全研修、危険予知活動などの取り組みをお願いいたします。

◎参考資料

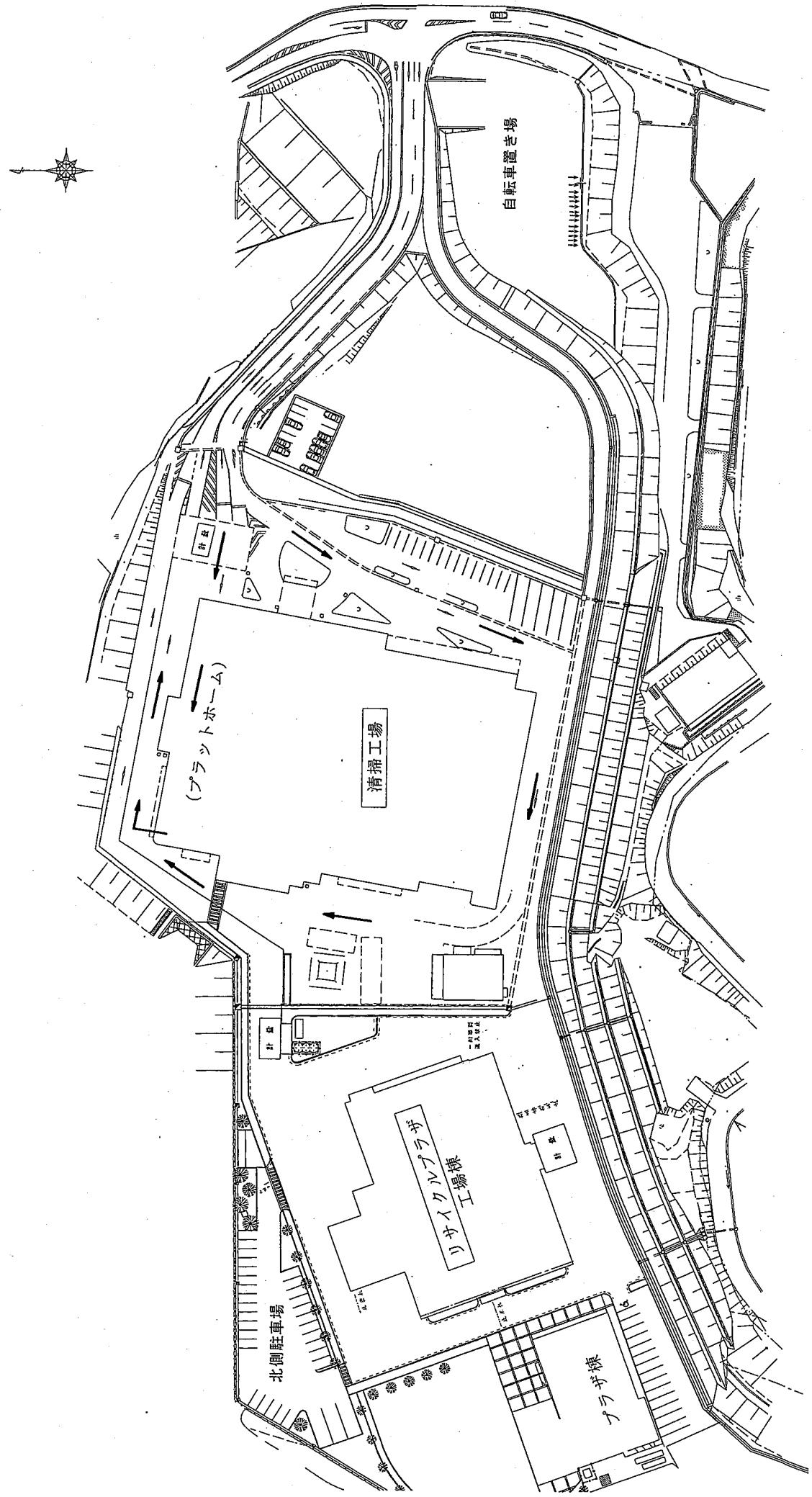
1. 佐野清掃センター 全体配置図
2. 福宗環境センター 全体配置図
3. 佐野清掃センター清掃工場 プラットホーム平面図・投入扉前詳細図
4. 福宗環境センター清掃工場 プラットホーム平面図・投入扉前詳細図
5. 各工場のプラットホーム状況写真

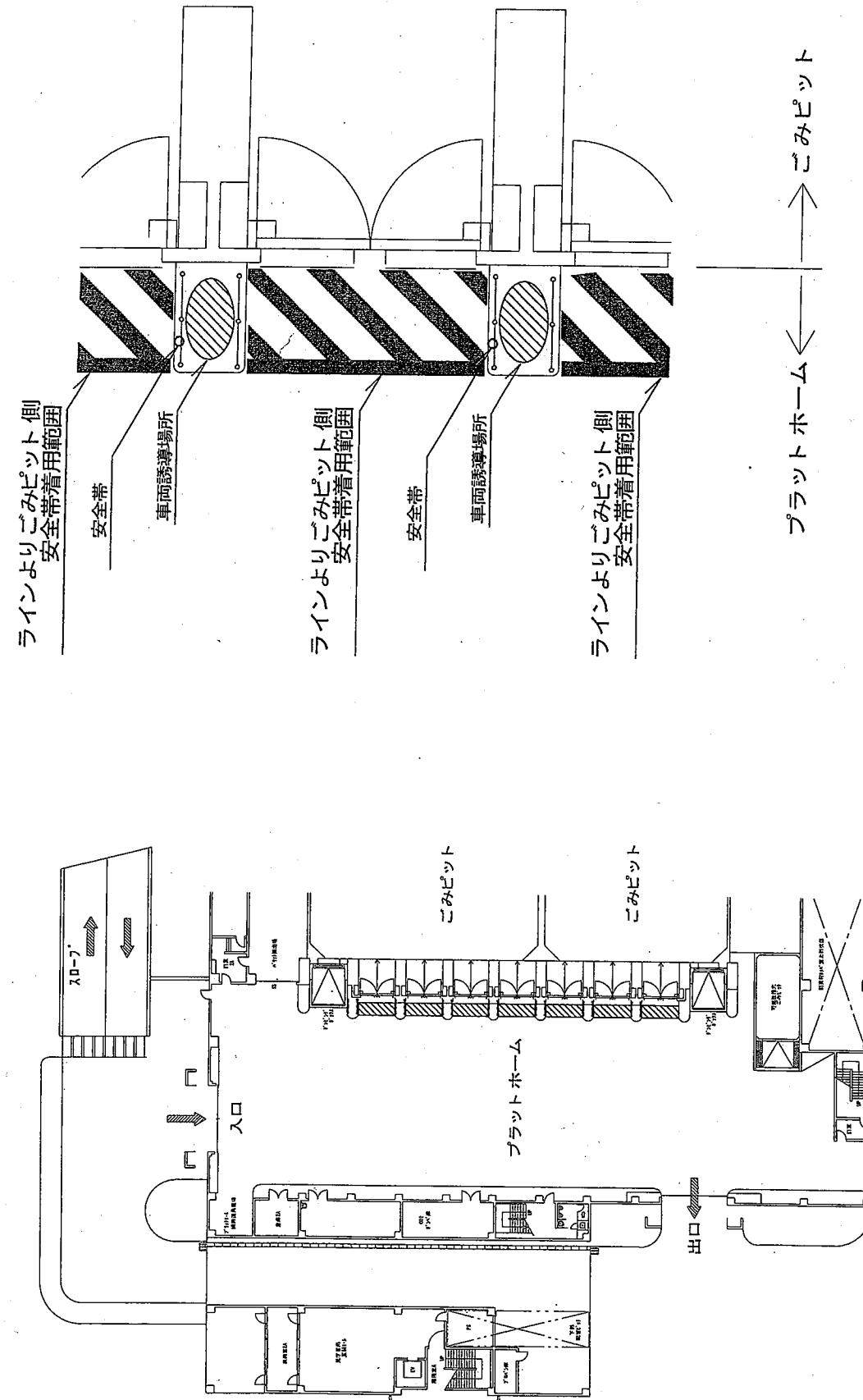
佐野清掃センター 全体配置図

7



福宗環境センター 全体配置図





佐野清掃センター 清掃工場

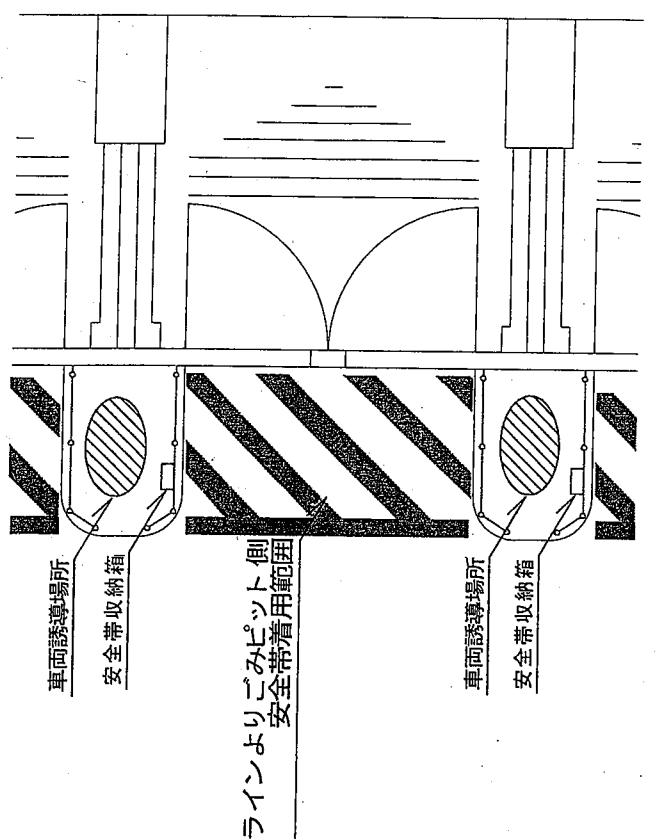
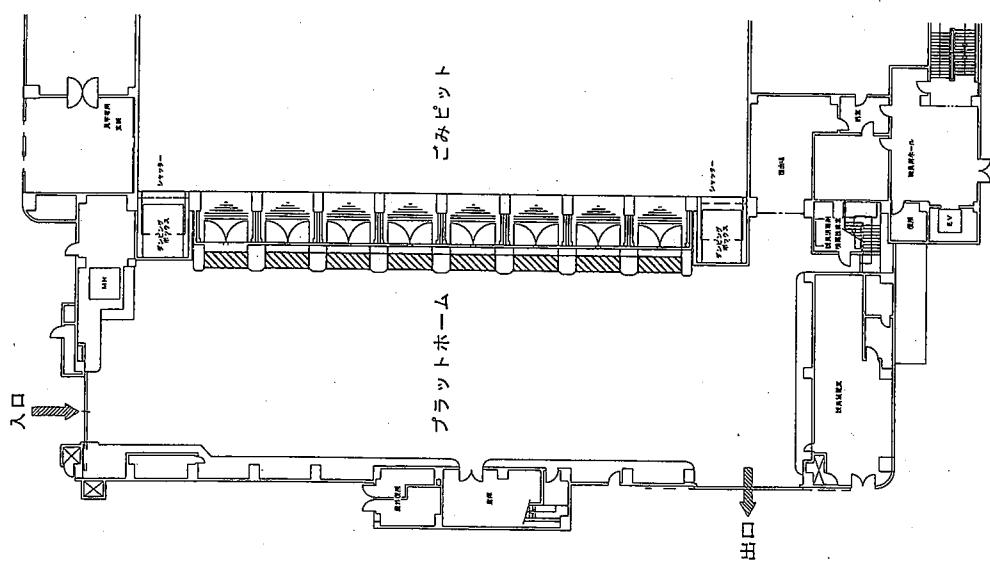
プラットホーム平面図

投入扉前 詳細図

福宗環境センター清掃工場

プラットホーム平面図

■ 安全帯着用範囲

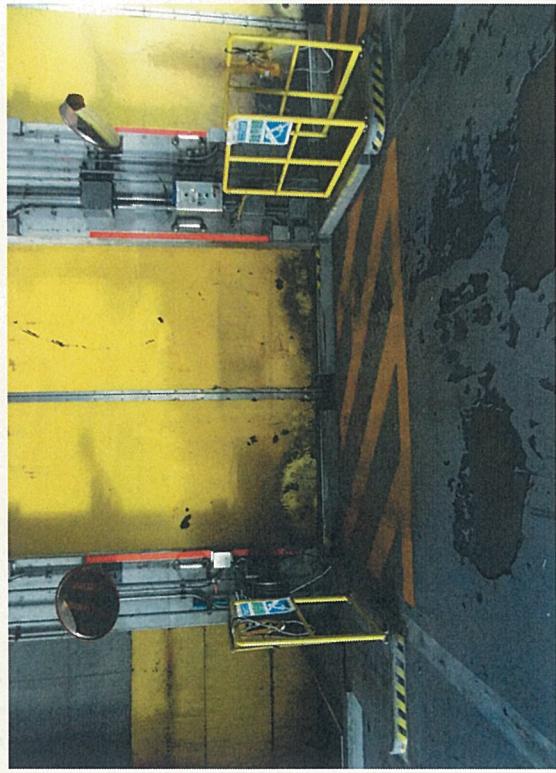


プラットホーム ← → ごみピット

投入扉前 詳細図

1. 佐野清掃センター 清掃工場

◎安全柵及び安全帯着用範囲

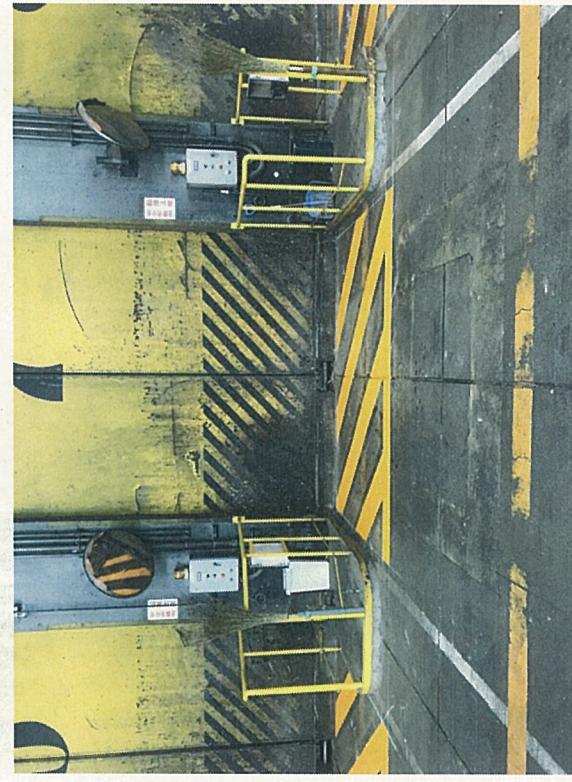


◎安全柵及び安全帯着用範囲



2. 福宗環境センター 清掃工場

◎安全柵及び安全帯着用範囲



◎安全柵及び安全帯着用範囲

